

新町の名称選定小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会小委員会規程第3条第2項の規定に基づき、新町の名称選定小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査又は審議等を行うものとする。

- (1) 新町の名称について、公募による応募作品の中から、数点を新町の名称の候補作品として選定する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

(委員)

第3条 小委員会の委員は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会規約第5条第1項各号の委員のうち各町3名とする。

(役員)

第4条 小委員会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長2名

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月29日から施行する。